

申告期限は3月15日まで！期限内に申告を

# 市・県民税の申告のばい案内

市・県民税の申告受付日程・会場を左表のとおりご案内します。混雑緩和のため、地区指定日での協力をお願いします。  
 なお、平成27年分所得税の確定申告の日程などは、広報かがやき1月号又は市ホームページをご覧ください。  
 問い合わせ／市民税課普通徴収担当・特別徴収担当（内線2254・2257）

◆市・県民税の申告受付日程（受付時間＝9時～15時30分）

とき	申告会場	地 区
2月23日(火)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
2月24日(水)		関新田、新井、境、上会下、屈巢
2月25日(木)	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
2月26日(金)		筑波、吹上本町、南
2月29日(月)		大芦、下忍
3月1日(火)		北新宿、新宿、鎌塚
3月2日(水)		榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷
3月4日(金)	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
3月8日(火)	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稻荷町、赤見台
3月9日(水)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
3月11日(金)	くしのアスレチック	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
3月14日(月)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
3月15日(火)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川

※期間中、市民税課及び支所窓口での受付は行いません。各施設の駐車場は、台数に限りがあるため利用できない場合がありますので、ご了承ください

## 市・県民税の申告が必要な方

対象／平成28年1月1日現在で市内に住所があり、平成27年1月1日～12月31日の収入状況が次の①～⑤のいずれかに該当し、所得税の確定申告の必要ない方

- ① 営業・農業・不動産の所得のある方
- ② 給与所得者で次の事項に該当する方
  - 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
  - 主たる給与所得以外に20万円以下の各種所得がある方
  - 寡婦（寡夫）、医療費、寄附金（注）などの控除を受ける方
- ③ 公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要がない方

なく次の事項に該当する方

- ④ 公的年金等の収入以外の各種所得がある方
- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（天引きされている社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、寡婦・寡夫など）以外の各種控除（医療費、生命保険料、寄附金（注）など）を受ける方
- ④ 原稿料、報酬、公的年金以外の年金、保険の満期返戻金などの雑所得や一時所得のある方
- ⑤ 無収入の方など

（注）ふるさと納税ワンストップ特例制度をされる方を除く  
 前記の①～⑤に該当する方であっても、次の項目に該当する方は、申告不要となります。

- 公的年金等の収入のみで、昭和26年1月1日以前生まれで年金収入が、148万円以下の方、又は昭和26年1月2日以降生まれで年金収入が98万円以下の、被扶養者がいない方
- 源泉徴収票に記載のある控除以外に控除の追加がなく、他に所得がない方

○確定申告書を提出された方

- 市・県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用（平成18年末までに入居した方に対する従来の税源移譲に伴う住宅ローン控除の方も含む）があり、所得税の確定申告又は給与収入の方で年末調整を受けた方
- 市内在住の家族に扶養され、扶養している方の申告又は年末調整で扶養親族として申告してある方
- ※申告不要の要件に該当する場合であっても、保育所入所・公営住宅入居・介護保険や事業資金などの申請に必要な所得証明書等の各種証明書を要する方、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受ける方、福祉・国民健康保険税関係の軽減措置や高額療養費の給付を受ける方は申告が必要です

申告書の送付／前年の状況をもとに、市・県民税の申告が必要と認められる方へ申告書類（市民税課・両支所及び市ホームページにもあります）を1月25日(月)に郵送しています



## 申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 収入金額や経費の分かる次の書類
  - 営業等・農業・不動産の所得がある場合⇨記入済の収支内訳書や領収書など
  - 給与・年金収入がある場合⇨源泉徴収票、支払者の証明書など
  - 各種控除を受ける場合⇨証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・寄附金など）又は領収書
  - 医療費控除を受ける場合⇨医療費の明細書及び領収書
  - 障害者控除を受ける場合⇨障害者手帳、又は障害者控除対象者等認定書
  - 寡婦（寡夫）控除に該当する方は、相談時に申し出てください

## 待ち時間短縮のために

医療費控除を受ける方は、事前に「医療を受けた人」「病院・薬局」ごとに領収書などを整理・計算し、明細書の作成をお願いします。

## 郵送申告をご利用ください

無収入の方の申告や年末調整の源泉徴収票の写しを添付するだけで申告が完了する場合は、申告書に必要事項を記入のうえ、市民税課（〒365・8601中央1・1）へ郵送することができます。

## 所得・課税証明書等

平成28年度市・県民税に関する所得・課税証明書等の発行は、6月上旬（普通徴収納税通知書発送後）からです。

**手数料（1通）／所得証明書・課税証明書・非課税証明書・課税証明書⇨150円、所得課税証明書⇨300円**

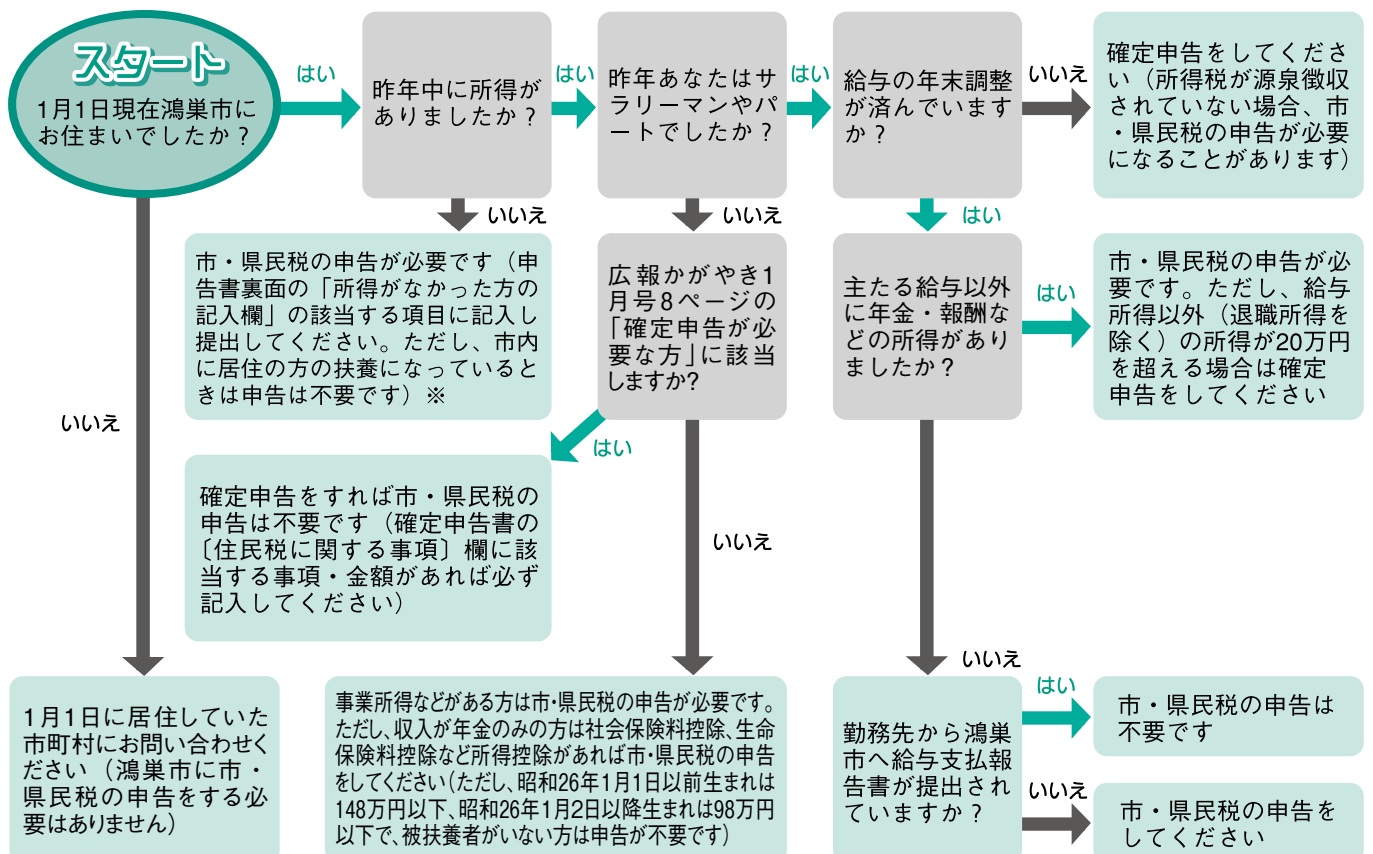
**発行窓口／市民税課・吹上支所市民グループ・川里支所地域グループ・市民サービスコーナー**

**取扱時間／**証明書の即日交付は、本庁舎の開庁時間内（平日⇨8時30分～17時15分、土曜日⇨8時30分～12時）となります ※吹上支所市民グループ、川里支所地域グループは平日のみ

# 平成28年度市・県民税の申告判定フローチャート

このフローチャートは、市・県民税の申告が必要かどうかの簡易な目安です。当てはまらない場合もありますので、ご不明な点は市民税課へお問い合わせください。

## フローチャート



※申告が不要となっても、保育所入所・公営住宅入居・介護保険や事業資金等の申請に必要な所得証明書等の各種証明書を要する方、また、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受ける方、福祉・国民健康保険税関係の軽減措置や高額療養費の給付を受ける方は申告が必要です



# 65歳以上で公的年金を受給されている方へ

## 市・県民税（住民税）

### 公的年金からの特別徴収制度

65歳以上で公的年金を受給されている方の市・県民税（所得割額と均等割額）は、年金から天引きする特別徴収制度が適用されます。特別徴収へのご理解をお願いします。お問い合わせ／市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線22254～22257）

#### ■平成28年度から特別徴収の対象となる方

平成28年4月1日において、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳（昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ）の方、及び特別徴収の開始後に税額変更・転出・年金の支給停止などで公的年金からの特別徴収が中止になった方で、公的年金等所得に係る市・県民税の納税義務のある方は、10月支給分の年金から特別徴収になります。平成28年度の市・県民税の税額のうち半分は、従来どおり納付書や口座振替での納付となります。

※介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引き

#### ◆平成28年度から特別徴収の対象となる方の徴収方法

税額	普通徴収		特別徴収（天引き）		
	6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4		同左	年税額の1/6	同左	同左

※年度前半において年税額の1/4ずつを6月・8月に普通徴収、年度後半において年税額から普通徴収した額を差し引き、10月・12月・2月における老齢基礎年金等の支給月ごとに特別徴収します

される市・県民税の税額が老齢基礎年金等の額を超える方は特別徴収の対象となります

#### ◆前年度より継続して特別徴収されている方の徴収方法

税額	特別徴収（天引き）					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成28年2月に徴収した額と同額	同左	同左	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3	同左	同左	

※4月・6月・8月においては平成28年の2月に徴収した額と同じ額を、10月・12月・2月においては年税額から当該年度の4月・6月・8月で仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつを、老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収します  
 ※年間の年金特別徴収税額の平準化を図るため、平成29年4月以降実施される仮徴収税額の総額（4月・6月・8月の徴収分）は「前年度の公的年金等にかかる税額の2分の1に相当する額」となります

■前年度より継続して特別徴収されている方  
 平成27年10月から特別徴収が継続している方は、平成28年4月・6月・8月の年金支給時に平成28年2月に特別徴収した税額と同じ額を仮特別徴収します。

## 知っていますか？ 障害者差別解消法

Vol.3

障がいのある方とない方が分け隔てられることなく、全ての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行されます。今月号では、差別解消のための取り組み義務についてお知らせします。お問い合わせ／福祉課障がい福祉担当（内線2617）

#### Q この法律で禁止されている差別の分野は？

A 日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。ただし、雇用分野における差別については、障害者雇用促進法の定めるところによります。

#### Q この法律で守らなければならないことは？

A 国の行政機関や地方公共団体では不当な差別的取扱いが禁止され、障がいのある方への合理的配慮が義務づけられます。なお民間事業者についても、不当な差別的取扱いは禁止されます。

#### Q 民間事業者とは？

A 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

#### Q 民間事業者などが合理的配慮の努力義務を守らない場合は？

A 同じ民間事業者などが、繰り返し障がいのある方の権利や利益の侵害になるような差別をして、自主的な改善も期待できない時は、その事業分野の主務大臣が報告を求めたり、行政措置（助言、指導、勧告）を行ったりします。

#### Q 個人には法的義務や責任はないの？

A この法律は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人的な関係で障がいのある方と接するような場合や、個人の思想や言論は対象としていません。しかし、全ての方が障がいのある方への理解を深めることは、共生社会をつくるうえで、非常に大切なことです。

